住所　大阪市生野区生野東２丁目11番６号
文承年　昭和25年４月16日生
住所　大阪市生野区林寺４丁目５番５号
高聖治　昭和49年８月18日生
住所　大阪市生野区生野東１丁目17番９号
高彩子　昭和54年12月４日生
住所　埼玉県鳩ヶ谷市南６丁目16番20号
何波　昭和54年３月11日生
住所　東京都台東区上野６丁目１番６―1005号
張春蘭　昭和54年９月３日生
住所　東京都新宿区西新宿６丁目25番16―903号
鄭京春　昭和55年５月15日生
住所　岡山市北区下伊福上町14番７号
趙楊陽　昭和54年５月４日生
住所　千葉県松戸市八ケ崎５丁目21番地８
金星　昭和55年３月８日生
住所　東京都港区元麻布３丁目１番25号
ケン・アブドゥルハック　昭和46年１月２日生
レイス・アブドゥルハック　平成19年７月７日生
住所　福島市吉倉字吉田17番地１
金敬雄　昭和38年２月２日生
尹貞花　昭和42年８月25日生
金英蓮　平成11年７月９日生
金梨蓮　平成18年11月22日生
住所　埼玉県草加市金明町245番地２
呉静　昭和55年11月25日生

○外務省告示第四十二号

昭和二十年十月十六日にケベックで作成された「国際連合食糧農業機関憲章」の一部は、平成二十一年十一月二十二日、国際連合食糧農業機関総会の第三十六回会期において次のように改正され、同改正は、同憲章第二十条２の規定に従って、同日効力を生じた。

平成二十二年二月四日

外務大臣　岡田　克也

一　第三条８の次に９として次のように加える。

９　総会は、世界食糧安全保障委員会によって補助される。同委員会は、総会並びに経済社会理事会（ＥＣＯＳＯＣ）及び総会を通じて国際連合総会（ＵＮＧＡ）に報告を行う。同委員会の構成及び付託条項は、総会が採択する規則によって規律される。

二　第四条５の次に６として次のように加える。

６　地域会議については、総会が設置することができる。地域会議の地位、任務及び報告手続は、総会が採択する規則によって規律される。

三　第五条６を次のように改める。

６　理事会は、その任務の遂行に当たり、次の委員会によって補助される。

(a)　計画委員会、財務委員会並びに機構上及び法律上の事項に関する委員会（これらの委員会は、理事会に報告を行う。）

(b)　商品問題委員会、水産委員会、林業委員会及び農業委員会（これらの委員会は、計画及び予算上の事項については理事会に、政策上及び規制上の事項については総会に報告を行う。）

四　第五条６の次に７として次のように加える。

７　６に掲げる委員会の構成及び付託条項は、総会が採択する規則によって規律される。

五　第七条１中「六年」を「四年」に改める。

六　第七条３ただし書を削り、同条３に後段として次のように加える。

特別会期において任命された事務局長の任期は、その任命の日の後二回目の総会の通常会期の後に総会の定める当該事務局長の任期に従って満了する。

○農林水産省告示第二百七十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づき、昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

三中「、デストマイシンＡ」を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第二百七十一号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第三項の規定に基づき、平成二年三月一日農林水産省告示第二百九十三号（肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年二月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

表ホクレン南北海道家畜市場の項中「北海道白老郡白老町」を「北海道勇払郡安平町」に改める。

○農林水産省告示第二百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　奈良県奈良市高樋町一一三一、吉野郡十津川村大字小川一一一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

高樋町一一三一・大字小川一一一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁並びに奈良市役所及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡野迫川村大字檜股一七〇の三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県庁及び野迫川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　高知県長岡郡大豊町立川下名字ヲモウネ一五九七、一五九九の四、字クリノカワ一五九四の二、一五九六、字ツバキヤマ二一〇、二一四、二一九、一六二七（次の図に示す部分に限る。）、一六三一の六、一六三六の一、一六三六の二、一六三六の六、一六三八、一六三九、立川上名字ウトギヤマ一六一二から一六一五まで、字ハエノウシロ一九六二から一九六四まで、一九七一から一九七四まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年二月四日

農林水産大臣　赤松　広隆